

# 答申書

(答申第131号)

令和7年12月24日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をしたことは、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和5年10月31日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

別紙に記載した工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算出するために使用された資機材の単価見積もりの依頼書、依頼先から提出された見積書および提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・単価決定した書類）を各一式

### 別紙

#### 対象工事名

奥越土木事務所

- ・河川改修工事 04-05-1501      • 道路防災対策工事 04-01-7203
- ・道路改良工事 05-02-5101      • 砂防工事 04-05-3001
- ・大蓮寺川放水路整備工事 04-05-G007  04-05-0406 合併入札
- ・急傾斜地崩壊対策工事 04-05-G006  04-05-0001 合併入札
- ・大野高校グラウンド整備工事 04-02-4001
- ・道路災害復旧工事 4 災 146 号      • 砂防災害復旧工事 4 災 99 号
- ・河川災害復旧工事 4 災 36 号      • 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-0401

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年11月20日付け奥土第441号により、次のとおり本件処分を行った。

#### [本件処分の内容]

| 番号 | 公文書の名称                      | 公開<br>一部<br>公開 | 非<br>公開 | 公開しない部分  | すべて公開<br>しない理由   |
|----|-----------------------------|----------------|---------|--|------------------|
| 1  | 河川改修工事 04-05-1501<br>・見積依頼書 | ○              |         | ・会社名<br>・県担当者のメールアドレス  | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 2  | 河川改修工事 04-05-1501<br>・見積書   | ○              |         | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号 | 下記理由 2           |
|    |                             |                |         | ・担当者氏名<br>・担当者の印影  | 下記理由 1           |
| 3  | 河川改修工事 04-05-1501<br>・単価算出表 | ○              |         | ・会社名<br>・県単価   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |

|    |   |                       |                       |  |                  |
|----|---|-----------------------|-----------------------|--|------------------|
| 4  | 道路防災対策工事 04-01-7203<br>・見積りの依頼について                  | <input type="radio"/> |                       | ・会社名<br>・県担当者のメールアドレス  | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 5  | 道路防災対策工事 04-01-7203<br>・見積書                         | <input type="radio"/> |                       | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号                         | 下記理由 2           |
|    |   |                       |                       | ・担当者の印影  |                  |
| 6  | 道路防災対策工事 04-01-7203<br>・単価算出表                       | <input type="radio"/> |                       | ・会社名   | 下記理由 2           |
| 7  | 道路改良工事 05-02-5101                                   |                       | <input type="radio"/> |  | 下記理由 4           |
| 8  | 砂防工事 04-05-3001<br>・見積依頼書                           | <input type="radio"/> |                       | ・会社名   | 下記理由 2           |
| 9  | 砂防工事 04-05-3001<br>・見積書                             | <input type="radio"/> |                       | ・会社名および代表者の氏名<br>・代表者印の印影<br>・住所   | 下記理由 2           |
| 10 | 砂防工事 04-05-3001<br>・単価算出表                           | <input type="radio"/> |                       | ・会社名<br>・県単価   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 11 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-G007<br>04-05-0406 合併入札<br>・見積依頼書 | <input type="radio"/> |                       | ・会社名<br>・県担当者のメールアドレス  | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 12 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-G007<br>04-05-0406 合併入札<br>・見積書   | <input type="radio"/> |                       | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号<br>・会社のメールアドレス<br>・取引銀行 | 下記理由 2           |
|    |   |                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影  |                  |
| 13 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-G007<br>04-05-0406 合併入札<br>・見積一覧表 | <input type="radio"/> |                       | ・会社名   | 下記理由 2           |
| 14 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-G007<br>04-05-0406 合併入札<br>・単価算出表 | <input type="radio"/> |                       |  |                  |
| 15 | 急傾斜地崩壊対策工事 04-05-G006 04-05-0001 合併入札<br>・見積依頼書     | <input type="radio"/> |                       | ・会社名<br>・県担当者のメールアドレス  | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 16 | 急傾斜地崩壊対策工事 04-05-G006 04-05-0001 合併入札<br>・見積書       | <input type="radio"/> |                       | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号                         | 下記理由 2           |
|    |   |                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影  |                  |
| 17 | 急傾斜地崩壊対策工事 04-05-G006 04-05-0001 合併入札<br>・単価算出表     | <input type="radio"/> |                       | ・会社名   | 下記理由 2           |
| 18 | 大野高校グラウンド整備工事 04-02-4001<br>・見積依頼書                  | <input type="radio"/> |                       | ・会社名   | 下記理由 2           |

|    |                                       |                       |   |                  |
|----|---------------------------------------|-----------------------|---|------------------|
| 19 | 大野高校グラウンド整備工事 04-02-4001<br>・見積書      | <input type="radio"/> | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号<br>・会社のメールアドレス | 下記理由 2           |
|    |                                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影   |                  |
| 20 | 大野高校グラウンド整備工事 04-02-4001<br>・単価算出表    | <input type="radio"/> | ・会社名  | 下記理由 2           |
| 21 | 道路災害復旧工事 4 災 146 号<br>・見積書の提出について（依頼） | <input type="radio"/> | ・会社名<br>・県担当者のメールアドレス   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 22 | 道路災害復旧工事 4 災 146 号<br>・見積書            | <input type="radio"/> | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号                | 下記理由 2           |
|    |                                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影   |                  |
| 23 | 道路災害復旧工事 4 災 146 号<br>・単価算出表          | <input type="radio"/> | ・会社名<br>・単価   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 24 | 砂防災害復旧工事 4 災 99 号<br>・見積書の提出について（依頼）  | <input type="radio"/> | ・会社名  | 下記理由 2           |
| 25 | 砂防災害復旧工事 4 災 99 号<br>・見積書             | <input type="radio"/> | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号                | 下記理由 2           |
|    |                                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影   |                  |
| 26 | 砂防災害復旧工事 4 災 99 号<br>・単価算出表           | <input type="radio"/> | ・会社名<br>・単価   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 27 | 河川災害復旧工事 4 災 36 号<br>・見積書の提出について（依頼）  | <input type="radio"/> | ・会社名  | 下記理由 2           |
| 28 | 河川災害復旧工事 4 災 36 号<br>・見積書             | <input type="radio"/> | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号                | 下記理由 2           |
|    |                                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影   |                  |
| 29 | 河川災害復旧工事 4 災 36 号<br>・単価算出表           | <input type="radio"/> | ・会社名<br>・単価   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 30 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-0401<br>・見積依頼書      | <input type="radio"/> | ・会社名<br>・県担当者のメールアドレス   | 下記理由 2<br>下記理由 3 |
| 31 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-0401<br>・見積書        | <input type="radio"/> | ・会社名および代表者の氏名<br>・会社印および代表者印の印影<br>・郵便番号<br>・住所<br>・電話番号<br>・FAX番号<br>・受渡場所       | 下記理由 2           |
|    |                                       |                       | ・担当者氏名<br>・担当者の印影   |                  |
| 32 | 大蓮寺川放水路整備工事 04-05-0401<br>・単価算出表      | <input type="radio"/> | ・会社名  | 下記理由 2           |

## 公開しない理由

### 理由 1：条例第 7 条第 1 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

### 理由 2：条例第 7 条第 2 号に該当

法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

### 理由 3：条例第 7 条第 7 号に該当

県が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

### 理由 4：該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

## 3 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 9 日付けで、本件処分を取り消す裁決を求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 4 質問

実施機関は、令和 6 年 7 月 24 日付け土管第 769 号で、条例第 18 条第 1 項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、質問を行った。

## 第 3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

### 2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

#### （1）一部公開決定通知書における理由付記の適法性について

##### ア 審査請求書における主張

通知書の公開しない理由には、理由 1、理由 2、理由 3 および理由 4 が記載されており、このうち、理由 1、理由 3 および理由 4 については、公開しない理由が十分に記載されていないが、この理由をもってして公開しないことには異議がない。

公開しない理由の理由 2（以下「不開示理由」という。）には、「福井県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 当該法人に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」と記載されている。

国の情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申に「一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法第 5 条第 2 号イにおいて不開示事由とされている当該法人

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法および法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性ならびに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際しては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。」と記載されている。

今回の不開示理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法および法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されていない。

例えば、公開しない理由を「見積書のうち添付詳細仕様書の一部については、当該法人の技術力、ノウハウ、創意工夫により作成する情報で、これらを公にする事により、第三者が模倣することが可能となり、結果として当該事業を営んでいる法人または事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に該当するため公開しないこととした。」と記載することもあると考える。

今回の不開示理由には、上記のように「公にする事によりどのような事象が発生するのか」が全く記載されていない。処分庁が通知を行う際には、福井県行政手続条例（平成7年7月14日福井県条例第31号。以下「手続条例」という。）第8条第1項および第2項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知書には提示すべき理由1、理由2、理由3および理由4が十分に記載されておらず、開示請求者において、公開しないとされた公文書の中の各記載箇所が条例第7条第2号の不開示事由に該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

しかしながら、処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第7条公文書の公開義務の規定および手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから（最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決）、本件処分においても今後処分庁が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。よって、本件処分については、その余の点については判断するまでもなく、処分理由の提示に不備があり、取消しを免れない。

#### イ 意見書における主張（令和6年8月9日付け）

一般的に「非公開決定または一部公開決定をした場合、その処分通知および審査請求手続きにおける弁明書において、実施機関は、いかなる法規を適用して処分がなされたかに加え、いかなる事実関係について、いかなる審査基準を適用したかも、その記載から了知しうる程度に記載すべきである。よって、実施機関は、処分通知等において、条例の公開しない事項のいずれに該当するかだけでなく、公文書を公開することができない箇所とそれぞれの理由をできる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。」と考

える。

福井県のウェブサイトに掲載されている「審査基準(福井県情報公開条例の解釈運用基準)」には記載がないが、類似情報が掲載されているサイトに「福井県情報公開条例の解釈運用基準」の第11条(公開請求に対する決定等)の【運用】\*公開決定等に関する事務取扱\*の「4 公開決定等の通知書の記入方法」には「(3)「公開しない理由」欄は、該当条項および当該条項を適用する具体的な理由を、公開請求者に理解できるよう、かつ、非公開情報の内容が判明しないように留意して記入する。」と記載されている。

処分庁が示された公開しない理由は、例えば、理由2は「福井県情報公開条例第7条第2号に該当 当該法人に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」と記載されている。根拠条例とされている条例第7条第2号の規定には「法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」とあり、規定をほぼそのまま引用した内容にとどまっており、公開請求者が容易に理解できるよう具体的に記入されていないのは明らかである。

本件通知書の記載のみでは、本件公開部分に記載されている情報や当該部分を公開しないとした具体的な理由が、明確に示されているとはいえない。

上記のような記載の方法は、公開請求者が公開実施公文書を入手し、公文書名、公開された部分および公開しない部分の体裁等を検討することによって、ようやく公開しない理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする手続条例第8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。

処分庁は、今回の処分通知には明らかに理由の提示に不備があると認識し、弁明書にて条例第7条第2号に係る公開しない理由の提示がなされたものと思われる。通知書の理由の提示に不備がなければ、このような記載は不要であったはずである。

よって、処分庁は上記のことより理由の提示に不備があったことを認めた上で、弁明すべきであったと考える。

## (2) 条例第14条(第三者に対する意見書提出機会の付与)の該当性について

### ア 審査請求書における主張

条例第14条には「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」が定められており、他の発注者においては、第三者に見積書を依頼する際に、提出された見積書が情報公開請求の対象となった場合について、あらかじめ意向確認を行っている事例がある。

加えて、情報公開請求があった際に、条例第14条第2項の規定に沿って意見を照会する時間が必要になったため、その開示決定等の期間を延長した旨を通知した事例がある。

さらに、上記の意向確認を経て第三者毎に公開しない部分が異なる処分がなされた部分開示決定通知書の事例がある。

処分庁は、上記のような手続きを経ずに一律に理由2により見積依頼書の「・会社名」、見積書の「・会社名および代表者の氏名・郵便番号・住所・電話番号・FAX番号など」、単価算出表の「・会社名」および見積一覧表の「・会社名」を公開しないとされていると思われる。

したがって、処分庁は条例第14条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分である。

#### イ 意見書における主張（令和6年8月9日付け）

見積依頼先から提出された見積書（見積書辞退書を含む、以降同様）は、条例第7条第2号で言うところの法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。

加えて、見積依頼先から提出された見積書が、不特定多数に配布されたもの（例えば、製品価格表や製品カタログ）でなければ法人等または事業を営む個人（以下「見積書の著作者」という。）の未公表著作物に該当する。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づき著作物を公開する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付により公開する場合、複製権等を害することとなる。

情報公開法の円滑な運用を図るためにには、これらの権利との適切な調整を図る必要があり、整備法において、著作権法（昭和45年法律第48号）の改正が行われ、次の調整措置が講じられている。

1. 著作権法第18条第3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法に基づく公開に同意したものとしてみなされること。
2. 著作権法第18条第4項1号の規定により、情報公開法に基づき、公益上の理由（情報公開法5条第1号ロ、同条第2号但し書き、同法第7条）により公開する場合には、公表権を害することとはならないこと。
3. 情報公開法に基づき、公開に必要な限度で見積書の複製等を行う場合には、財産権（複製権、公衆送信権・送信可能化権、上演権・演奏権、口述権、上映権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、出版権、著作隣接権等）を害することとはならないこと。
4. 著作権法第19条第4項に規定により、情報公開法に基づき、公開するに際し、既に見積書の著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するときには、氏名表示権を顧慮しなくてよいこと。
5. 情報公開条例に基づき見積者の著作物を公開する場合についても、情報公開法と同様な規定に従って公開する限り、情報公開法における取扱いと同様とすること。

一般的に、「公開に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行われなければならず、したがって、見積依頼者の側としては、著作物を含む文書が提供された場合に、そのいちいちについて意思を確認する行為義務はなく、通常は権利者（見積書の著作者）が公開に同意したものとして扱えば足りることとなる。上記については、福井県のウェブサイトに掲載されている「審査基準（福井県情報公開条例の解釈運用基準）」には記載がないが、他の府県から公表されている情報公開条例の解釈運用等には上記に該当する内容が記載されている。処分庁から交付された公文書の写しのうち見積書を確認したところ、公開に同意しない旨の意思表示は見当たらぬ。

よって、これらの見積書は著作権法第18条第3項の規定により、見積書の著作者が

見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）であって、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合に該当し、条例に基づく公開に同意したものとしてみなされる。条例第14条第1項は任意的意見聴取の規定で、同条第2項は必要的意見聴取の規定である。同条第1項の規定が任意的意見聴取であるものの、同条第2項の趣旨を踏まえ、見積書の著作者が公開に同意しているにも関わらず処分庁が当該公文書を一部公開しないとする処分の意思があるため、処分庁は公開決定等をするに当たって適格な判断を行うにあたり、見積書の著作者に対して、公開決定の時までに条例に基づく公開しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要であったと考える。

他の実施機関が公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者（見積書の著作者）に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えた事例と処分の事例がある。

処分庁が、条例第14条第1項に定められた手続きにより見積書の著作者の意思確認をした上で、法人等に関する情報については条例第7条第8号の法令秘情報（著作権者が別段の意思表示をした未公表の著作物（著作権法第18条第3項））に該当する、ならびに条例第7条第2号に該当するとして公開しないとした処分とされたのであれば、これを承服する。

審査請求人の知るところでは、他の行政機関から示された類似案件の処分にあっては、第三者に意見書を提出する機会を与えた事例のうち7割から8割程度の者が公開する旨の意思表示を行っている。

しかしながら、今回は見積者に関する情報をすべて公開しないとされていることから、処分庁は意見書提出の機会の付与はなされていなかったものと考える。よって、処分庁が条例第7条第2号に該当するとして公開しないとした処分は、著作権法と情報公開法および情報公開条例との間での調整措置を踏まえておらず、違法な処分であると考える。

以上のことにより、「依頼先から提出された見積書」に記載された事業者に関する情報は「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」の部分および「（担当者の）氏名」（代表者の氏名は除く）「（担当者の）印影」「（担当者の）メールアドレス」「（担当者の）電話番号」の部分を除いて公開すべきであると考える。

「見積の依頼書」や「依頼先から提出された見積書を整理した資料」についても「県職員のメールアドレス」「県職員の内線番号若しくは電話番号」の部分を除いて記載された事業者に関する情報は公開すべきであると考える。なお、処分庁からは条例第14条第1項に定められた手続きを実施した旨の弁明はなかった。

#### ウ 意見書における主張（令和6年11月15日付け）

著作権法第18条第3項の規定についての補足意見は以下のとおりである。

見積依頼先から提出された見積書は、基本的に見積書の書式は自由だが、内容、金額、納期など取引に関する条件などが明確にわかるようにデザインされていることが重要で、かつ、自社のイメージに合ったもの（色使い、書体、配置・レイアウトなど）で作成されており、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり著作権法第2条第1項第1号の著作物にあたる。

したがって、見積依頼先から提出の見積書については、著作権法第18条第1項の公表権が存することを踏まえ、当該公表権を侵害せぬよう公表すべきで、同法第18条

第3項第3号は、未公表著作物を、別段の意思表示をせず、処分庁に提供した場合、同号所定の情報公開条例の規定により公衆に提供または提示することに同意したものとみなし公開すべきであると考える。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

##### 1 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）の該当性について

一般的に見積りによる単価・金額は、材料または製品の単体の費用、運搬費、取付費および諸経費等で構成されるが、各法人が見積書を作成する際にはその見積項目に対し、要求される仕様・性能を判断し、調達または製造等に必要な費用の計上についての検討を行ったのち見積書として作成されるため、当該単価・金額は、各法人の独自のノウハウと言える。

また、どの法人がどの価格で見積りを出しているかということを公開した場合、当該法人のノウハウを公開することと同じであるため、当該法人に対する競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、会社名や代表者の氏名等、見積者を特定する情報については、法人に関する情報であって、条例第7条第2号に該当することから非公開とした。

##### 2 一部公開決定通知書における理由付記の適法性について

本件公文書一部公開決定通知書には、公開しないこととした根拠規定だけでなく、公開しない部分および当該規定を適用する理由について記載されている。

これらの記載と本件公文書の公開部分の記載内容に照らせば、非公開部分が条例第7条第2号に該当することの根拠を審査請求人が了知し得るものであると言えることから、理由付記は適法に行われている。

##### 3 条例第14条（第三者に対する意見書提出機会の付与）の該当性について

条例第14条第1項は、「公開請求に係る公文書に個人および法人等のうち公開請求者以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定しており、実施機関に対して第三者への意見聴取を義務付けるものではない。また、同条第2項は、「第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ロまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき」または「第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき」は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないと規定している。

本件で非公開とした情報は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書きの「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するものではない。

さらに、条例第9条の公益上の理由による裁量的公開が必要な情報でないことは明ら

かである。

したがって、条例第14条第2項各号のいずれにも該当するものではないため、公開決定等をするに当たり、第三者である見積者に対して、意見書提出の機会付与は義務付けられていないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が別紙に記載した工事に係る工事設計書の予定価格を算出するために行った資材単価の見積依頼書および見積依頼先の法人から提出された見積書・単価算出表である。

### 2 本件処分について

本件処分は、条例第7条第1号、同条第2号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することならびに文書番号7が不存在であることを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分の取消しを求める旨を主張している。一方で、条例第7条第1号、同条第7号および文書不存在については、公開しない理由が十分に記載されていないが、この理由をもって公開しないとされることには異議がない旨を主張している。

したがって、本件処分において非公開とした部分のうち当該部分を除いた、本件非公開部分の条例第7条第2号本文の該当性および理由付記の適法性、さらに条例第14条の該当性について、以下検討する。

### 3 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）の該当性について

本件非公開部分には、資材単価の見積りを依頼した法人の法人名、代表者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、会社印および代表者印の印影、取引先銀行名といった法人を特定できる情報が記載されている。一般に、見積書に記載された資材単価は、法人独自のノウハウに基づき作成されるものであり、本件処分においては、すでに見積金額、見積内容は公開しており、法人を特定できる情報も合わせて公開すれば、当該法人がどの程度の価格で資材を調達できるかを明らかにすることとなる。

そうなれば、見積書を提出した法人にとっては、今後、他社との競争や顧客との価格交渉において立場が不利になるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件非公開部分は条例第7条第2号本文に該当すると判断した。

### 4 一部公開決定通知書における理由付記の適法性について

条例第11条第1項の規定において、一部公開決定するときは、該当条項および当該条項を適用する具体的理由を、公開請求者が容易に理解でき、かつ、非公開情報の内容

が判明しないように留意して記入する方が望ましい。

もっとも、公文書の公開請求は、文書を特定してされるもので、当該公文書の性質、内容や情報公開請求書の記載に照らして非公開理由が了知し得る場合もあり得ることから、このような場合には、理由付記としては該当条項の付記のみで足りる場合もある。

当審査会において、本件一部公開決定通知書を見分したところ、公開しない部分および公開しない部分ごとに該当条項および当該条項を適用する理由が記載されていた。非公開理由のうち、理由2においては、「福井県情報公開条例第7条第2号に該当 法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」と記入されていた。また、公開しない部分については、会社名や代表者の氏名等、公開しない具体的な部分が記入されていた。

上記に加え、本件非公開情報が見積依頼先の法人に関する情報であることや、公開請求対象公文書が実施機関が発注する工事の積算の参考とするために見積依頼先の法人が資材単価等を見積もった資料であるという事情を考慮すると、公開しない理由が、法人のノウハウや機密の流出防止であるということを審査請求人において了知し得る程度に示されていると認められ、したがって審査請求人が主張するように本件処分を取り消しうる程の理由付記の不備があるとまでは言えない。

## 5 条例第14条（第三者に対する意見書提出機会の付与）の該当性について

条例第14条は、公開請求対象公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、公開決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与し、全部公開または一部公開決定を行うときに第三者が公開の実施前に公開決定を争う機会を保障するための措置を定めた規定である。同条第1項は、当該情報が条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを適正に判断するために意見聴取するか否かを実施機関の判断に委ねた任意的意見聴取の規定であり、条例第14条第2項は、第三者の生命・生活等を保護するために公開が必要な場合または公益上の理由により裁量的公開を行う場合に意見書を提出する機会を与えるべきとする必要的意見聴取の規定である。

本件対象公文書の非公開情報は、条例第14条第2項に規定する必要的意見聴取が必要な要件のいずれにも該当せず、また、同条第1項の任意的意見聴取は、あくまで実施機関の判断に委ねられて実施するものである。

したがって、提出された見積書が著作権法に規定する著作物に該当するか否かに関わらず、前記3のとおり法人名等の情報は条例第7条第2号本文に該当すると判断して非公開としていることから、第三者へ意見書を提出する機会を付与せずに本件処分を行った実施機関の判断に誤りがあるものとは認められない。

## 6 まとめ

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

## 7 付言

実施機関においては、今後、公文書一部公開決定または公文書非公開決定をする際は、条例の趣旨を踏まえ、理由付記についてより丁寧な対応をされるよう望むものである。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

| 年 月 日         | 審 査 の 経 過                    |
|---------------|------------------------------|
| 令和 6年 7月 24日  | ・ 諮問書の受理                     |
| 令和 7年 3月 25日  | ・ 審議（第1回）                    |
| 令和 7年 5月 21日  | ・ 実施機関による口頭意見陳述<br>・ 審議（第2回） |
| 令和 7年 8月 26日  | ・ 審議（第3回）                    |
| 令和 7年 11月 13日 | ・ 審議（第4回）                    |
| 令和 7年 12月 24日 | ・ 答申                         |

## 福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名     | 備 考     |
|---------|---------|
| 島 崇 正 行 | 会長職務代理者 |
| 高 野 ますみ |         |
| 田 中 裕美子 |         |
| 森 口 功 一 | 会 長     |
| 山 崎 祐美子 |         |